

第 1 章

設立趣旨にさかのぼった見直し

都はこれまで、民間の資金や人材、経営ノウハウなどを活用することにより効率的、弾力的なサービスの提供や事業展開などが可能になると見込まれる場合に、団体を設立し活用してきた。しかし、実際には事業の大半が都からの補助金・委託費によりながら、人件費の水準が都と横並びである団体や、職員のほとんどが都からの派遣職員である団体などが見受けられ、都が直接事業を実施する場合と比べ、必ずしも効率的、弾力的であるとはいえず、団体活用のメリットが十分に発揮されていない状況がある。

このため、今回の改革では、団体そのものの必要性や活用のメリットを検証するなど、団体の設立趣旨にまでさかのぼった抜本的な見直しを行うこととしたものである。

見直しの結果、効率的経営のもとに、都民サービスの向上が期待できるものについては、引き続き活用していくこととし、一方、社会経済状況の変化によって必要性の薄れたもの、あるいは事業を統合することで、より効率的に都民サービスの向上が図れるものについては、団体事業または団体そのものを統廃合することとした。

また、本章では、都から団体に新規委託する事業について掲げるとともに、団体に対する都の関与の程度を見直し、監理団体の指定から解除するものを整理した。

1 団体統廃合等

(1) 団体統廃合

団体そのものの必要性や活用のメリットを検証するなど、団体の設立趣旨にまでさかのぼった見直しを行った上で、経営の効率化と都民サービスの向上の観点から統廃合を実施する。

○（財）東京都駐車場公社と東京都道路公社の管理部門の統合（実質統合）
（平成14年度）

○（株）首都圏建設資源高度化センターと（株）沿岸環境開発資源利用センターの統合
（平成14年度）

○（財）東京都私立学校教育振興会と（社）東京都私学退職金社団の統合（※退職金社団は、監理団体ではない。）
（平成15年度）

○（財）東京都健康推進財団の機能を縮小した上で、他団体（未定）と統合
（平成15年度）

○（社）東京国際見本市協会と（株）東京国際貿易センターの統合
（平成15年度）

○（財）東京都中小企業振興公社と（財）東京都勤労福祉協会の統合
（平成15年度）

○（財）東京女性財団の廃止
（平成12年度）

○（財）東京都地域福祉財団組織の廃止
（平成13年度）

（２）事業再編

経営効率の観点から事業を廃止するとともに、類似の業種・業態にあるもので、事業を整理・統合することにより、これまで以上に事業の効率化と都民サービスの向上を図るため、団体間の事業移管等を行い事業再編を実施する。

○国際交流事業の一元化

（財）東京都歴史文化財団の国際交流事業を（財）東京国際交流財団へ一元化する。
（平成１３年度）

○都民カレッジ事業の廃止

（財）東京都生涯学習文化財団
（平成１３年度）

○農林水産振興事業の移管

（財）東京都島しょ振興公社の栽培漁業センター事業を（財）東京都農林水産振興財団へ移管する。
（平成１４年度）

○港湾施設管理事業の集約化

（社）東京都港湾振興協会の事業を（財）東京港埠頭公社へ集約する。
（平成１４年度）

○文化施設の管理運営の一元化

（財）東京都生涯学習文化財団の文化施設を（財）東京都歴史文化財団へ一元化する。
（平成１４年度）

○山谷地区の福祉及び労働施策の一体化

福祉局城北福祉センター（都の直営事業所）と（財）山谷労働センターの事業を一体化する。
（平成１５年度）

○自主防災組織の指導育成事業の移管

（財）東京連合防火協会の自主防災組織の指導育成事業を（財）東京防災指導協会へ移管する。（平成１６年度）

○経営実態を踏まえた今後の方向性について、金融機関と協議中

（株）多摩ニュータウン開発センター（平成１２年度中に結論）

（３）都から団体への新規委託

都が直接事業を実施するよりも、団体が事業を実施することで、より効率的・弾力的に都民サービスの向上が図られるものについては、都から団体への新規委託を行う。

○都有未利用地等の管理業務

（財）東京都駐車場公社（平成１３年度）

○都営住宅の管理一元化及びスーパーリフォーム事業

東京都住宅供給公社（平成１３・１４年度）

○公園管理の拡大及び都立霊園の使用者募集事務

（財）東京都公園協会（平成１３・１４年度）

○動物園管理の拡大

（財）東京動物園協会（平成１４年度）

（４）都の関与の程度を整理

監理団体としているのは、現行、原則として２５％以上の出資、出えんを行っている団体及び継続的な財政支出や人的支援を行っている団体である。

このうち、出資のみの団体で自律的経営を行っているもの、人的支援（派遣職員）がなく、財政支出もわずかであるものなど全庁的に関与する必要性が薄れた団体については、監理団体の指定を解除し報告団体へ移行することにより、都の関与の程度を整理する。

団 体 名	実施年度
（社）東京都農住開発協会	平成１３年度
東京都漁業信用基金協会	平成１３年度
（財）暴力団追放運動推進都民センター	平成１３年度
東京食肉市場（株）	平成１３年度
（社）東京都港湾振興協会	平成１４年度
（財）東京都防災・建築まちづくりセンター	平成１５年度
水道マッピングシステム（株）	平成１５年度
（財）東京連合防火協会	平成１６年度

2 都からの財政支出及び役職員数

(1) 財政支出

現在、都が実施している「財政再建推進プラン」において、監理団体への都財政支出は、平成11年度に対して15年度までに一般財源で▲30%、▲500億円の削減を目標としている。監理団体改革実施計画（以下「本計画」という。）期間中において、団体に対する都の財政支出は、平成15年度までに支出総額で▲720億円（▲26%）の削減を目標とする。

（単位：億円）

	11年度 (予算額)	12年度	13年度	14年度	15年度	対11年度 削減額
都財政支出額	2,741	2,121	2,128	2,102	2,021	▲720 (▲26%)
(対前年度削減額)	——	▲620	7	▲26	▲81	

（注1）平成13年度の増額については、首都圏新都市鉄道（株）への貸付金等が主な要因である。

（注2）平成14年度以降の東京都住宅供給公社に対する都営住宅管理業務委託費は、平成12年度の水準で推移するものと仮定して算出した。

(2) 役職員数

① 役員数

団体の役員数については、事業規模・内容、職員数等を勘案し、極力縮小化を図ることとした。本計画期間中において団体の役員数は、統廃合及び監理団体の指定解除等により、平成15年度までに都OB役員が▲24人、その他の役員が▲18人、計▲42人の削減を目標とする。

（単位：人）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	対11年度 削減数
役員数 (対前年度削減数)	157	146 (▲11)	133 (▲13)	127 (▲6)	115 (▲12)	▲42
うち都OB役員数	103	97	91	86	79	▲24
（統廃合等減）	——	▲6	▲1	▲3	▲5	
（指定解除減）	——		▲5	▲2	▲2	
うちその他役員数 (対前年度削減数)	54	49 (▲5)	42 (▲7)	41 (▲1)	36 (▲5)	▲18

（注）団体廃止による役員数の減は、翌年度に加算した。

②職員数

団体の職員数については、都派遣職員も含めて、計画的に削減することとした。本計画期間中において団体の職員数は、平成15年度までに約▲950人の削減を目標とする。

(単位：人)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	対11年度 削減数
職員数 (対前年度削減数)	9,552	9,590 (38)	9,230 (▲360)	8,880 (▲350)	8,600 (▲280)	約▲950
うち都派遣職員数 (対前年度削減数)	4,590	4,616 (26)	4,220 (▲400)	3,920 (▲300)	3,650 (▲270)	約▲940

(注1) 平成12年度の人員増は、(社福)東京都社会福祉事業団への新規委託に伴う増(361人)による。

(注2) 都派遣職員約940人の削減数のうち、約400人は退職者を見込んでいる。

3 団体数

総点検において設立趣旨にさかのぼって見直した結果、計画期間中において15団体の統廃合等(統廃合7団体、指定解除8団体)を実施し、最終的な団体数を47団体とする。

監理団体	62団体	→	47団体
○財団法人等	40団体	→	28団体
○株式会社	22団体	→	19団体